

介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会(第3回)	
令和4年4月21日	参考資料2
介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会(第2回)	
令和4年3月31日	参考資料3

福祉用具関係参考資料

介護保険における福祉用具

○ 介護保険の福祉用具は、要介護者等の日常生活の便宜を図るための用具及び要介護者等の機能訓練のための用具であって、利用者がその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう助けるものについて、保険給付の対象としている。

【厚生労働大臣告示において以下のものを対象種目として定めている】

対象種目

【福祉用具貸与】<原則>

- ・ 車いす(付属品含む)
- ・ 特殊寝台(付属品含む)
- ・ 床ずれ防止用具
- ・ 体位変換器
- ・ 手すり
- ・ スロープ
- ・ 歩行器
- ・ 歩行補助つえ
- ・ 認知症老人徘徊感知機器
- ・ 移動用リフト(つり具の部分を除く)
- ・ 自動排泄処理装置

【特定福祉用具販売】<例外>

- ・ 腰掛便座
- ・ 自動排泄処理装置の交換可能部品
- ・ 入浴補助用具(入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴台、浴室内すのこ、浴槽内すのこ、入浴用介助ベルト)
- ・ 簡易浴槽
- ・ 移動用リフトのつり具の部分

【給付制度の概要】

① 貸与の原則

利用者の身体状況や要介護度の変化、福祉用具の機能の向上に応じて、適時・適切な福祉用具を利用者に提供できるよう、貸与を原則としている。

② 販売種目

貸与になじまない性質のもの(他人が使用したものを再利用することに心理的抵抗感が伴うもの、使用によってもとの形態・品質が変化し、再利用できないもの)は、福祉用具の購入費を保険給付の対象としている。

③ 現に要した費用

福祉用具の貸与及び購入は、市場の価格競争を通じて適切な価格による給付が行われるよう、保険給付上の公定価格を定めず、現に要した費用の額により保険給付(原則9割、所得に応じて8割・7割支給)する仕組み。なお、貸与件数が月平均100件以上の商品については、貸与価格の上限設定(※)を実施しており、これを超えて貸与を行った場合は給付対象としない。また、販売は原則年間10万円を支給限度基準額としている。※上限価格は当該商品の「全国平均貸与価格+1標準偏差(1SD)」(正規分布の場合の上位約16%)に相当する。

介護保険制度における福祉用具の範囲の考え方

(第14回医療保険福祉審議会老人保健福祉部会事務局提出資料より抜粋(平成10年8月24日))

介護保険制度における福祉用具の範囲

- 1 要介護者等の自立の促進又は介助者の負担の軽減を図るもの
- 2 要介護者等でない者も使用する一般の生活用品でなく、介護のために新たな価値付けを有するもの(例えば、平ベッド等は対象外)
- 3 治療用等医療の観点から使用するものではなく、日常生活の場面で使用するもの(例えば、吸入器、吸引器等は対象外)
- 4 在宅で使用するもの(例えば、特殊浴槽等は対象外)
- 5 起居や移動等の基本動作の支援を目的とするものであり、身体の一部の欠損又は低下した特定の機能を補完することを主たる目的とするものではないもの(例えば、義手義足、眼鏡等は対象外)
- 6 ある程度の経済的負担があり、給付対象となることにより利用促進が図られるもの(一般的に低い価格のものは対象外)
- 7 取り付けに住宅改修工事を伴わず、賃貸住宅の居住者でも一般的に利用に支障のないもの(例えば、天井取り付け型天井走行リフトは対象外)

居宅福祉用具購入費の対象用具の考え方

- 福祉用具の給付は、対象者の身体の状態、介護の必要度の変化等に応じて用具の交換ができること等の考え方から原則貸与
- 購入費の対象用具は例外的なものであるが、次のような点を判断要素として対象用具を選定
 1. 他人が使用したものを再利用することに心理的抵抗感が伴うもの(入浴・排泄関連用具)
 2. 使用により、もとの形態・品質が変化し、再度利用できないもの(つり上げ式リフトのつり具)

歩行器の主な種類について




【概要】（介護保険における福祉用具の選定の判断基準より）

杖に比べて大きな支持性・安定性を必要とする人に利用され、車輪がないものと脚部に車輪を有しているものに大別。基本的には、そのフレームの中に立って、車輪のない歩行器では両側のパイプを握り、車輪を有している歩行器では手のひらや前腕部で支持して操作するもの。杖に比べて大きな用具のため、寄りかかっても大丈夫なように見えるが、杖と同様に、手のひらや前腕部でしっかりと上から押さえるようにして体重を支える必要がある。利用する際には、両手が使用できること、立位で歩行器を操作するだけのバランス機能があることを確認する必要がある。

（※）種類及び概要は、公益財団法人テクノエイド協会「CCTA95(福祉用具の分類コード)」を基に作成。

（※）希望小売価格：福祉用具情報システム（TAIS）（公益財団法人テクノエイド協会運営）R04.01.06時点登録データより

（※）写真提供：公益財団法人テクノエイド協会

種類	概要	イメージ図	希望小売価格 (平均)	希望小売価格 (中央値)
1 歩行器	左右のフレームの下端に先ゴムが付き、握り以外に支持部のない歩行補助具で、左右のフレームを交互に動かせるものと、固定されたものがある。高さの調節が可能なものと、そうでないものがある。		22,334円	18,500円
2 歩行車	左右のフレームとこれを連結する中央部のパイプからなり、単体で使用され、手あるいは腕などで身体を支え、操作する歩行補助具。左右のフレームの下端に杖の先ゴムの付いたものと、車輪あるいはキャスタの付いたものがある。	  前腕支持型	57,040円	49,800円

手すりの主な種類について

【概要】（介護保険における福祉用具の選定の判断基準より）

手すりは、立ち上がり、歩行、姿勢の変換時などにこれを握ったり、手や腕をのせて使用したりする福祉用具で、体重を支えてバランスを保持することを目的としている。したがって、寝返り、起き上がり、座位保持、歩行などの場面で、手すりの握り方、力のかけ方（押すあるいは引く）を十分に検討することが重要である。

（※）種類及び概要は、公益財団法人テクノエイド協会「CCTA95(福祉用具の分類コード)」を基に作成。

（※）希望小売価格：福祉用具情報システム（TAIS）（公益財団法人テクノエイド協会運営）R04.01.06時点登録データより

（※）写真提供：公益財団法人テクノエイド協会

種類	概要	イメージ図	希望小売価格 (平均)	希望小売価格 (中央値)
1 手すり、支持 用手すり	姿勢保持、姿勢変換の補助として用いる手すり。		177,346円	125,900円
2 床置き式起き 上がり用手す り	自分で起き上がるのに用いる、床置き式の手すり。		95,643円	85,800円
3 握りバー、握 り			84,246円	70,000円
4 トイレ用簡易 手すり（背も たれ付きを含 む）	便器にネジや金具で取り付け、座ったときの姿勢保持や立ち上がりを助けるもの、鉄パイプのものや木製のものなどがある。また、ポータブルトイレ専用のものもある。		54,331円	55,000円

歩行補助つえの主な種類について





【概要】（介護保険における福祉用具の選定の判断基準より）

①歩行時の患側下肢にかかる荷重（体重）の免荷(完全免荷・部分免荷)、②歩行バランスの調整、③歩行パターンの矯正、④歩行速度と耐久性の改善、⑤心理的な支えなどを目的として、一般的には、杖の握り手を把持して体重を支えるように使用する福祉用具。杖の種類には、多点杖、エルボークラッチ、ロフストランドクラッチ、腋窩支持クラッチ（松葉杖）があり、利用する人が必要とする「免荷の程度」や「手の機能」に合わせた選択が必要。

（※）種類及び概要は、公益財団法人テクノエイド協会「CCTA95(福祉用具の分類コード)」を基に作成。

（※）希望小売価格：福祉用具情報システム（TAIS）（公益財団法人テクノエイド協会運営）R04.01.06時点登録データより

（※）写真提供：公益財団法人テクノエイド協会

種類	概要	イメージ図	希望小売価格 (平均)	希望小売価格 (中央値)
1 多点杖	複数に分岐した床面に接する脚と、1つの握り手を持った杖。前腕支持部が付いた、エルボークラッチとロフストランドクラッチを除く。		11,901円	9,500円
2 エルボークラッチ	1本の脚と、握り部のついた肘受け台を持ち、その部分で体重を支えることができるように工夫された杖。		20,617円	20,850円
3 ロフストランドクラッチ、カナディアン・クラッチ	1本の脚と、体重を支える握り、前腕を支えるカフを備えた杖。カフが肘の上にあるのがカナディアンクラッチ、肘の下にあるのがロフストランドクラッチ。		9,709円	8,800円
4 腋窩支持クラッチ（松葉杖）	脇当てが付き、腋窩部と手で体重を支えることができる杖。		10,165円	9,210円 5

スロープの主な種類について

【概要】（介護保険における福祉用具の選定の判断基準より）

スロープは、主に車いすや歩行器（車輪付き）のように車輪のついた用具を使用する際に有効な段差解消の福祉用具である。玄関の上がりかまちや段差、自動車への乗り込み等には板状のものやレール状のものが、また、敷居のような数センチ程度の段差を解消するには三角板が有効である。

（※）種類及び概要は、公益財団法人テクノエイド協会「CCTA95(福祉用具の分類コード)」を基に作成。

（※）希望小売価格：福祉用具情報システム（TAIS）（公益財団法人テクノエイド協会運営）R04.01.06時点登録データより

（※）写真提供：公益財団法人テクノエイド協会

種類	概要	イメージ図	希望小売価格 (平均)	希望小売価格 (中央値)
1.携帯用スロープ			152,672円	125,000円
2.固定用スロープ			11,425円	6,600円

介護保険における福祉用具の選定の判断基準

判断基準の概要

- 利用者の状態から必要性が想定しにくい福祉用具が給付され、介護保険法の理念である自立支援の趣旨に沿わない事例があることから、福祉用具が要介護者等に適正に選定されるために、約4,500の利用事例にを検証、精査し、使用が想定しにくい福祉用具を示した「介護保険における福祉用具の選定の判断基準」を平成16年に作成。
- 基本的な構成は、個々の福祉用具毎にその特性や、利用者の状態から判断して明らかに「使用が想定しにくい状態」及び「使用が想定しにくい要介護度」を提示。
- 福祉用具の選定を行う場合の標準的な目安であって、基準に示す福祉用具の使用が想定しにくいとされる場合であっても、個別の利用者の生活環境や解決すべき課題等によっては、使用が考えられる場合もある。

車いす - 自走用標準型車いすの例

- 自走用標準型車いすは、要介護者等が自ら手でハンドリムを操作したり、足で床を蹴って移動したりする福祉用具である。車いすでの長時間にわたる活動を保障するため、座位の基盤となる座（シート）、背もたれの機能に配慮し、上肢や体幹の運動を制限することなく骨盤を安定して支持できるものを選ぶ必要がある。（以下略）

【使用が想定しにくい状態】（認定調査項目及び利用者の心身の状況により選択された選択肢別に記載）

- 歩行：つかまらないでできる

- 車いすは、歩けない人や長時間歩くことが困難になった人が利用する福祉用具である。したがって、つかまらないで歩行している場合の使用は想定しにくい。

【使用が想定しにくい要介護度】

- 要支援

- 車いすは、歩けない人や長時間歩くことが困難になった人が利用する福祉用具である。したがって、歩行がつかまらないでできる場合が多い「要支援」での使用は想定しにくい。

要支援・要介護1の者に対する福祉用具貸与について

要支援・要介護1の者(軽度者)に対する以下の種目については、介護保険給付は原則対象外。ただし、厚生労働大臣が定める告示に該当する対象者については、要介護認定における基本調査結果等に基づく判断があった場合や、または、市町村が医師の所見・ケアマネジメントの判断等を書面等で確認の上、要否を判断した場合には、例外的に給付が可能。

＜軽度者が原則給付対象外となる福祉用具＞

- ・車いす(付属品含む) ・特殊寝台(付属品含む) ・床ずれ防止用具 ・体位変換器 ・認知症老人徘徊感知機器
- ・移動用リフト(つり具の部分を除く。) ・自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸引するものは除く)

(※)自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸引するものは除く)については、要介護2及び要介護3の者も、原則給付の対象外。

要介護認定における基本調査結果に基づく判断

○ 要介護認定における基本調査結果に基づき、別表のとおり要否を判断する。ただし別表の、

- ・1(二)「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」
- ・2(三)「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」

については、該当する基本調査結果がないため、主治の医師から得た情報、福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じたケアマネジメントにより、指定居宅介護支援事業者が判断する。(※)

(※)判断の見直しについては、居宅サービス計画に記載された必要な理由を見直す頻度(必要に応じて随時)で行う。

市町村による判断

○ 次の i) から iii) までのいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、サービス担当者会議等を通じたケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている場合、これらを市町村が書面等で確認し、その要否を判断する。

i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、別表の対象者に該当

(例 パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象)

ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに別表の対象者に該当することが確実に見込まれる

(例 がん末期の急速な状態悪化)

iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から別表の対象者に該当すると判断できる

(例 ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避)

別表：要支援・要介護1の者に対する福祉用具貸与の判断

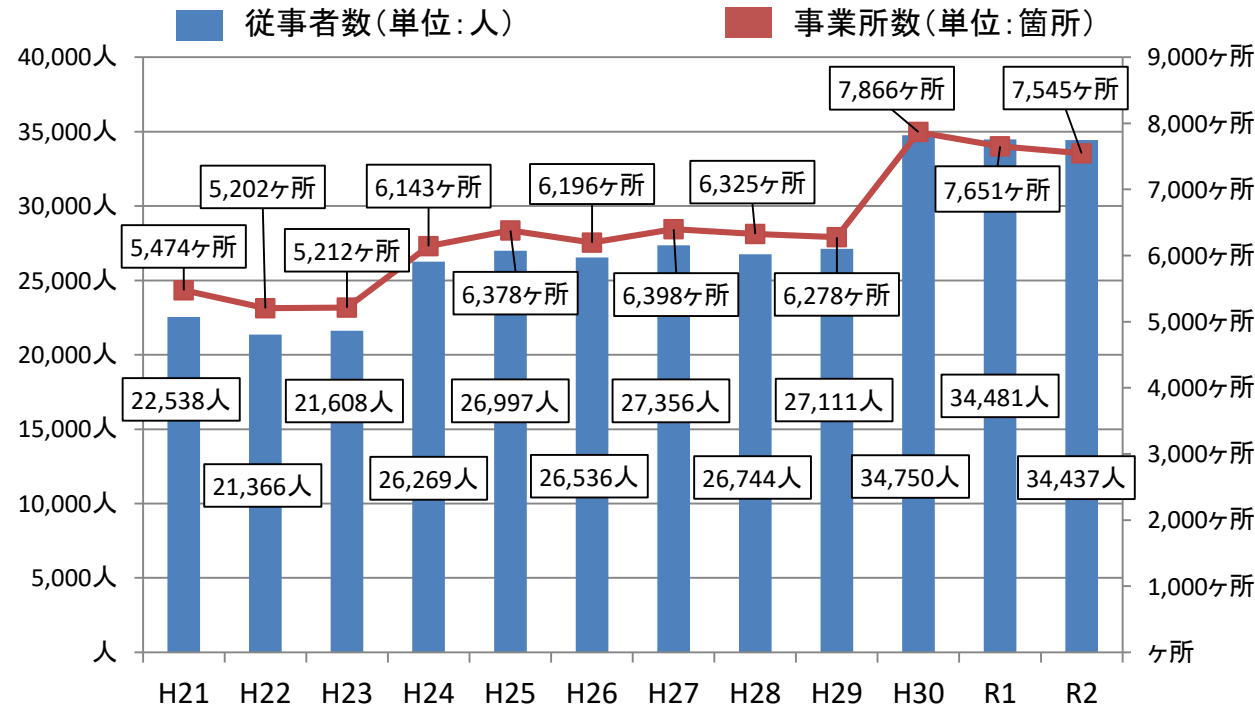
対象外種目	厚生労働大臣が定める告示に該当する対象者	対象者に該当する基本調査の結果
1 車いす及び車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (一)日常的に歩行が困難な者 (二)日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	1-7「3. できない」 (該当する基本調査結果なし)
2 特殊寝台及び特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (一)日常的に起きあがり困難な者 (二)日常的に寝返りが困難な者	1-4「3. できない」 1-3「3. できない」
3 床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	1-3「3. できない」
4 認知症老人徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者 (一)意見の伝達、介護者への反応、記憶、理解のいずれかに支障がある者 (二)移動において全介助を必要としない者	3-1「1. 調査対象者が意見を他者に伝達できる」以外 又は 3-2～3-7のいずれか「2. できない」 又は 3-8～4-15のいずれか「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む 2-2「4. 全介助」以外
5 移動用リフト(つり具の部分を除く)	次のいずれかに該当する者 (一)日常的に立ち上がり困難な者 (二)移乗が一部介助または全介助を必要とする者 (三)生活環境において段差の解消が必要と認められる者	1-8「3. できない」 2-1「3. 一部介助」又は「4. 全介助」 (該当する基本調査結果なし)
6 自動排泄処理装置	次のいずれにも該当する者 (一)排便が全介助を必要とする者 (二)移乗が全介助を必要とする者	2-6「4. 全介助」 2-1「4. 全介助」

福祉用具専門相談員について

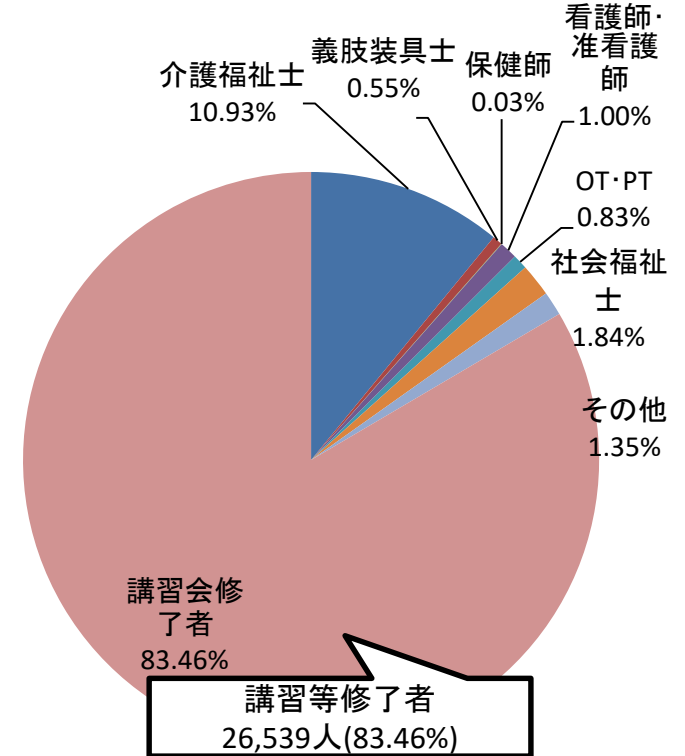
- 福祉用具専門相談員とは、介護が必要な高齢者が福祉用具を利用する際に、本人の希望や心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、専門的知識に基づいた福祉用具を選定し、自立支援の観点から使用方法等を含めて適合・助言を行う専門職。
- 指定福祉用具貸与・販売事業所には常勤換算方法で2名以上の配置が義務づけられており、福祉用具貸与事業所あたりの従事者は、4.2人(令和2年10月1日現在)。※常勤の福祉用具専門相談員のみ計上。
- 福祉用具専門相談員のうち、約8割が指定講習会(50時間)修了者である。

① 福祉用具専門相談員従事者数

事業所あたり従事者数	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
	3.4人	3.4人	3.5人	3.6人	3.7人	3.7人	3.7人	3.7人	3.7人	3.9人	4.0人	4.2人



② 福祉用具専門相談員資格状況 (複数回答)



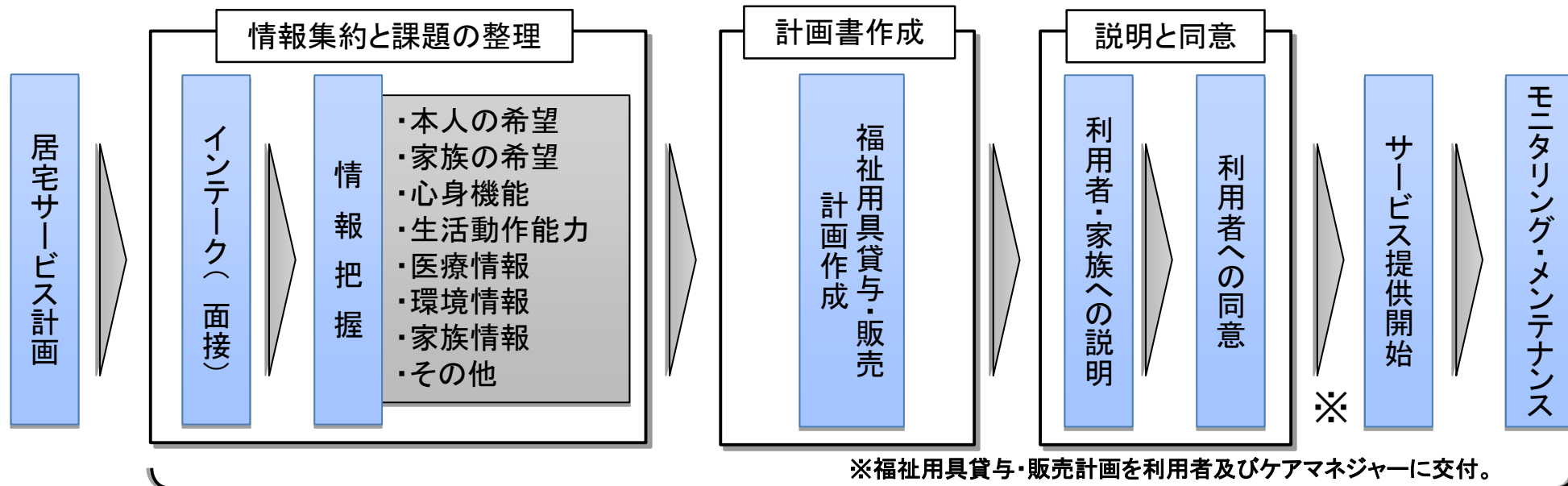
出典:介護サービス施設・事業所調査 閲覧表第14-1表 (令和2年10月1日現在 n=31,209)

※ nについて、従事者数のうち資格の状況不詳者を除いた数値

出典:介護サービス施設・事業所調査(各年10月1日現在)

注:調査方法の変更等による回収率変動の影響を受けているため、数量を示す事業所数の実数は前年以前と単純に年次比較できない。

福祉用具貸与・販売の流れ



福祉用具専門相談員（福祉用具貸与・販売事業所）が関与

福祉用具貸与及び特定福祉用具販売については、要介護者等の自立の促進及び介助者の負担の軽減を図り、利用者の状態に応じた福祉用具の適切な選定等を行うため、福祉用具専門相談員は、利用者ごとに福祉用具貸与・販売計画を作成する。

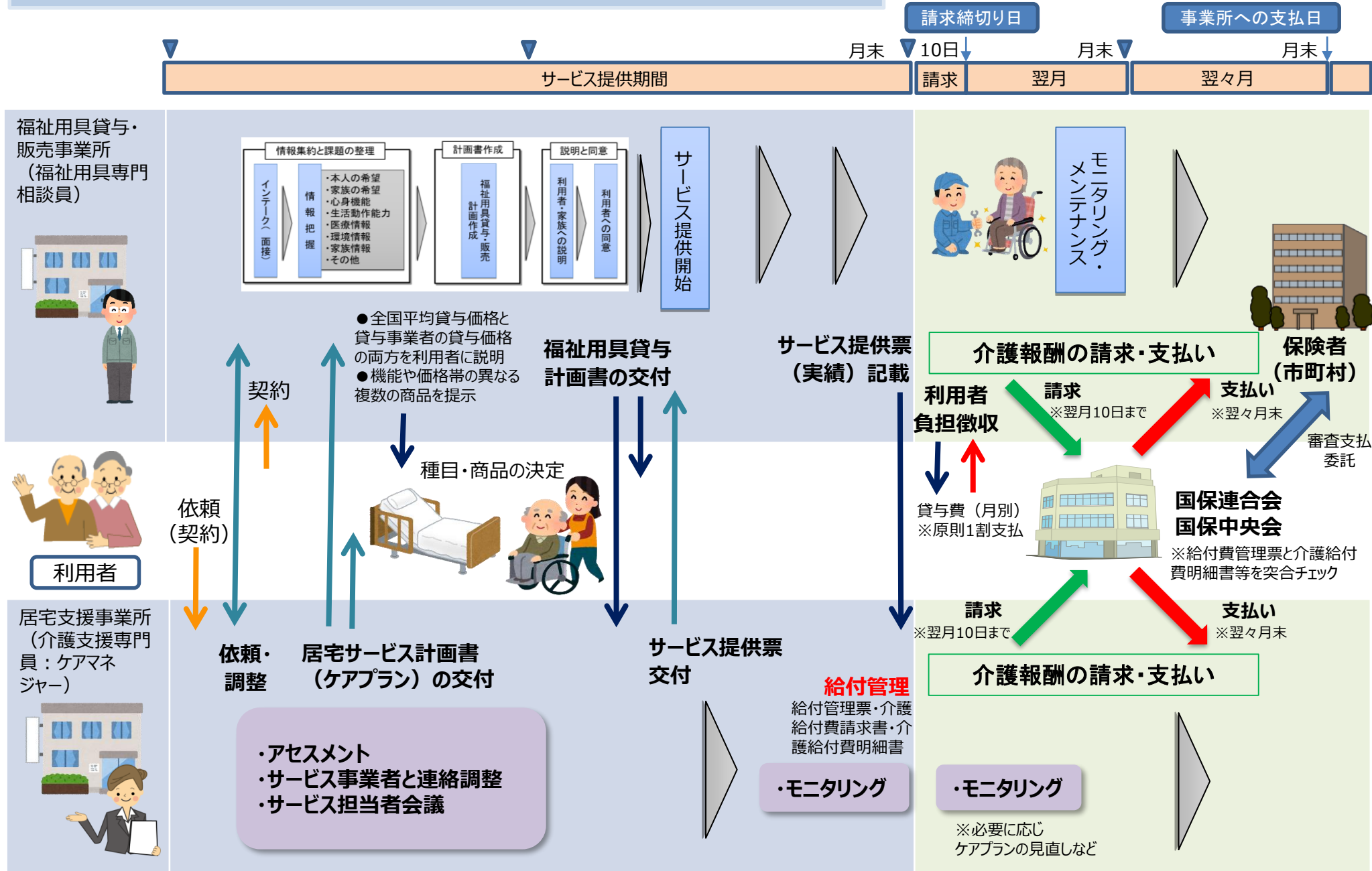
- また、福祉用具がこの計画に基づき適切に提供・使用されるよう
- ・ 貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関する点検、
 - ・ 利用者の身体状況等に応じた福祉用具の調整、
 - ・ 福祉用具の使用状況の確認・指導・修理、
 - ・ 計画の実施状況の把握及び必要に応じた計画変更 等
- を含むモニタリング・メンテナンスを行う。

【福祉用具貸与・販売計画に記載すべき事項】

- 利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえた
- ・ 利用目標
 - ・ 利用目標を達成するための具体的なサービス内容
 - ・ 福祉用具の機種と当該機種を選定した理由
 - ・ 関係者間で共有すべき情報
（福祉用具使用時の注意事項等） 等

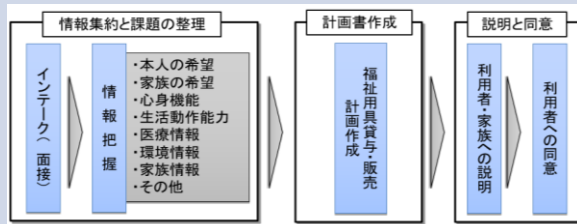
※特定福祉用具販売については、モニタリング・メンテナンスの義務付けはない。

福祉用具貸与の給付の流れについて (イメージ)



特定福祉用具販売の流れについて（イメージ）

特定福祉用具販売事業所
（福祉用具専門相談員）



福祉用具サービス計画書の作成
貸与・販売ともに利用のある利用者については一体のものとして作成

■ 居宅サービス計画が作成されていない場合は、その福祉用具が必要である理由を記した支給申請書を要介護者等が作成しているかどうかを確認し、適切な助言を行う

■ 居宅サービス計画に福祉用具購入が位置づけられている場合、サービス担当者会議等を通じて、福祉用具の適切な選定のための助言や情報提供を行う。

※ 居宅サービス計画が作成されていない場合

福祉用具購入費の支給限度基準額

- 同一年度 10万円
- ※ 同一年度 1種目1回



利用者

相談

種目・商品の決定

相談



販売

購入

代金全額支払

支給申請

償還払い（負担割合）
※ 後日指定口座振り込み



保険者
（市町村）

居宅支援事業所（介護支援専門員：ケアマネジャー）



販売事業者と連絡

■ 居宅サービス計画書が作成されている場合
居宅サービス計画に福祉用具購入が必要である理由を記載

・アセスメント
・サービス担当者会議

・モニタリング

福祉用具購入費支給申請書

- ① 特定福祉用具の種目・商品名・製造事業者名・販売事業者名
- ② 購入費・購入年月日
- ③ 必要とする理由
領収書、パンフレット等の特定福祉用具の概要を示した書面を添付

介護保険制度における住宅改修

1 住宅改修の概要

要介護者等が、自宅に手すりを取付ける等の住宅改修を行おうとするとき（*）は、必要な書類（住宅改修が必要な理由書等）を添えて、申請書を提出し、工事完成後、領収書等の費用発生の実態がわかる書類等を提出することにより、実際の住宅改修費の9割相当額が償還払いで支給される。なお、支給額は、支給限度基準額（20万円）の9割（18万円）が上限となる。

（*）やむを得ない事情がある場合には、工事完成後に申請することができる。

2 住宅改修の種類

- （1）手すりの取付け
- （2）段差の解消
- （3）滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- （4）引き戸等への扉の取替え
- （5）洋式便器等への便器の取替え
- （6）その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

3 支給限度基準額

生涯で20万円まで

- ・ 要支援、要介護区分にかかわらず定額
- ・ 要介護状態区分が重くなったとき（三段階上昇時）、また、転居した場合は再度20万円までの支給限度基準額が設定される。

第一段階	第二段階	第三段階	第四段階	第五段階	第六段階
要支援1	要支援2 要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5

韓国における高齢者に対する福祉用具の給付制度等について

※以下の資料に沿って、厚生労働省が作成

公益財団法人テクノエイド協会「福祉用具の種目の検討等に関わるシステム構築に関する調査研究事業」(平成28年度老人保健健康増進等事業)

林崎雄、東畠弘子「韓国の福祉用具供給の課題」(国際医療福祉大学学会誌第22巻1号(2017))

株式会社ニッセイ基礎研究所 生活研究部 准主任研究員 金明中「韓国の老人長期療養保険制度の現状と課題—2020年3月現在—」

- 韓国の老人長期療養保険制度は日本の介護保険制度を参考にして、2008年に開始されており、財源は国庫負担20%、保険料60%～65%、利用者負担15%～20%。
- 被保険者は公的医療保険の被保険者と同一であり、保険料は公的医療保険保険料率×8.51%(2019年基準)
- 福祉用具給与は、「心身機能が低下され、日常生活を営むのに支障がある長期療養保険対象者に日常生活又は身体活動支援に必要な用具として保健福祉部長官が定めて告示することを購入するか貸与してくれること」と定義。
- 耐用年数が決まった品目は、材料の材質・形態・機能及び種類を問わず、耐用年数内で品目当たり1個の製品だけ購入・貸与可能。ただし、毀損・摩耗や、受給者の機能状態変化で使うことができない場合、耐用年数以内でも再給付が可能。
- 一方、年間限度額適用期間(160万ウォン/1年)中、耐用年数がない製品は年間の購入可能数が規定。
- 給付金額は健康保険管理公団(給付評価委員会)が決定する。(公定価格)
- 日本におけるケアマネジャーに該当する専門職はなく、利用者自らが決定の上、健康保険管理公団がコーディネートを担当している。また、福祉用具専門相談員のような専門的な資格(基準)はない。

購入品目(耐用年数or年間購入可能数)(平成28年時点)

・移動便器(5年) ・シャワーチェア(5年)
・成人用歩行器(5年) ・安全手摺り(年4個)
・滑り防止用品(※)
※滑り防止マット(年5個)、滑り防止液(年5個)、滑り防止靴下(年6個)
・簡易便器(簡易大便器・小便器)(年2個)
・杖(2年) ・褥瘡予防クッション(3年)
・姿勢変換用具(年5個)

貸与品目(耐用年数)(平成28年時点)

・手動車椅子(5年) ・電動ベッド(10年)
・手動ベッド(10年) ・褥瘡予防マットレス(3年)
・移動浴槽(5年) ・お風呂リフト(3年)
・徘徊感知器(5年) ・傾斜路(スロープ)(8年)